

○印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与の特例に関する条例

平成 25 年 3 月 26 日
条 例 第 5 号

改正 平成 26 年 2 月 6 日 条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（平成 14 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 4 号。以下「給与条例」という。）第 3 条第 1 項第 1 号に定める行政職給料表の適用を受ける職員の給料の支給について、給与条例の特例を定めるものとする。

(給料の支給の特例)

第 2 条 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間における、給与条例第 3 条第 1 項第 1 号に定める行政職給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職務の級に該当する職員に対する給料（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 2 号。以下「平成 18 年改正条例」という。）附則第 7 項の規定により支給される給料を含む。）の支給に当たっては、給与条例の規定にかかわらず、給与条例の規定（平成 18 年改正条例の規定を含む。）により支給すべき額として算出された給料の額から、当該給料の額に、その職務の級に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる（支給額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。

- (1) 7 級 100 分の 2
- (2) 6 級 100 分の 2

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 6 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。